

令和7年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項に関する重要なお知らせ

標記実施要項につきまして、P.2の「3 出願資格」の訂正について、次のとおり周知しますので、出願予定者はご留意ください。

【修正前】

(1) 一般選考

ア 教育職員免許法により授与される各相当の有効な普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者

- ・「高」の書道に出願できる者は、高等学校の書道の普通免許状のほか、高等学校の国語の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の機械、電気、工業化学、**金属工芸、漆芸**に出願できる者は、高等学校の工業の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の土木（工・農）に出願できる者は、高等学校の工業又は農業の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の水産（機関）にあつては、高等学校の商船の普通免許状を有する者も出願できる。
- ・「高」の商業に出願できる者は、高等学校の情報の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「特支」の小学部、中学部、高等部に出願できる者は、特別支援学校の普通免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の普通免許状を有する者でなければならない。

イ 昭和50年4月2日以後に生まれた者

【修正後】

(1) 一般選考

ア 教育職員免許法により授与される各相当の有効な普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者

- ・「高」の書道に出願できる者は、高等学校の書道の普通免許状のほか、高等学校の国語の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の機械、電気、工業化学に出願できる者は、高等学校の工業の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の**金属工芸、漆芸**に出願できる者は、高等学校の工業の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、高等学校の工芸又は美術についての普通免許状を有する者のうち、**金属工芸関連分野又は漆芸関連分野の専門性を有すると認められる者の出願を受け付ける場合がある。（事前に出願資格の有無について問い合わせること。）**
- ・「高」の土木（工・農）に出願できる者は、高等学校の工業又は農業の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「高」の水産（機関）にあつては、高等学校の商船の普通免許状を有する者も出願できる。
- ・「高」の商業に出願できる者は、高等学校の情報の普通免許状を有する者でなければならない。
- ・「特支」の小学部、中学部、高等部に出願できる者は、特別支援学校の普通免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の普通免許状を有する者でなければならない。

イ 昭和50年4月2日以後に生まれた者

【問い合わせ先】

高校教育課 087-832-3751 （直通）